（お知らせ）

２０２１年４月６日
西日本電信電話株式会社

**島根県松江市の大規模火災により被災された地域のお客さまに対する電話料金等の取り扱いについて**

このたびの島根県松江市の大規模火災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

西日本電信電話株式会社（以下、NTT西日本）は、このたびの大規模火災に伴い、被災されたお客さまの電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

１．電話サービスの基本料金等※1の取り扱い

災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、このたびの大規模火災により、電話が使用できなかったお客さま※2及び住家の全焼等で電話が使用できなかったお客さま※3につきまして、その期間の基本料金等を免除※4いたします。

※1　回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料

※2　災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、加入電話等を契約され、ご利用できない期間が24時間を越えたお客様（お客さまからの申告が必要です）

※3　電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したお客様

※4　一旦通常料金でご請求し、翌月以降の請求時に精算させていただく場合があります。

２．電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

３．電話料金の支払期限の延長

電話料金をコンビニエンスストア、金融機関の窓口等においてお支払いただいているお客さまからお申し出があった場合は、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

（注）口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客さまについては、自動的に口座引き落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせて頂きます。

４．移転工事料金の取り扱い

このたびの被災による住家の全焼等で、仮住居への移転工事等が生じた場合の基本的な工事料金を無料とします。

（注）元の居住地に戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

５．本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

＜受付時間：午前9時～午後5時（年末年始12/29～1/3を除きます）＞

携帯電話・PHSからは0800－2000－116（NTT西日本エリア以外からはご利用になれません）

（注）光コラボレーション事業者のサービスをご利用中のお客さまにおかれましては、直接ご契約先の事業者様へお問い合わせください。